

3 1 答 申 第 2 号
平成 3 1 年 4 月 2 3 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

平成 3 1 年 4 月 8 日付け 3 1 健保第 2 2 1 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

国民健康保険被保険者証作成業務委託について、被保険者の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【健康福祉部健康保険課】

2 審議会の意見

国民健康保険被保険者証作成業務委託について、被保険者の情報を委託業者に提供するに当たり、オンライン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。